

## 平成28年度鳥取県環境学術研究等振興事業 (北東アジア学術交流部門)

### 1 募集内容

#### (1) 対象機関

公立鳥取環境大学、鳥取短期大学、鳥取大学及び米子工業高等専門学校

#### (2) 対象となる研究

次のすべてを満たす調査研究とする。

ア 北東アジア地域の共同発展のために具体的な提案等を行うための調査研究であること。

イ 対象となる調査研究は、次の5分野のうちのいずれかであること。

①環境と資源、②観光と交流、③経済と政治、④歴史と文化、⑤教育と人材養成

ウ 北東アジア地域の他の高等教育機関等との共同研究であること。(注)

エ 過去に県が助成した他の事業を含む研究内容と同様の調査研究でないこと。

オ 北東アジア地域大学教授協議会等で研究成果を発表すること。

(注1) 「北東アジア地域の高等教育機関等」とは、北東アジア地域(韓国江原道、中国吉林省、ロシア沿海地方、モンゴル)に所在する高等教育機関等。

#### <参考>

##### 北東アジア地域大学教授協議会の署名大学等

・日本国 鳥取大学、公立鳥取環境大学、鳥取短期大学、

米子工業高等専門学校

・大韓民国 江原大学校、翰林大学校、延世大学校、

尚志大学校、江陵原州大学校、京東大学校

・中華人民共和国 吉林大学、延辺大学

・ロシア 極東連邦大学

・モンゴル国 モンゴル国立大学

(注2) 共同研究とは、次のいずれかに該当し、かつ、相手方との学術交流が促進されるものをいう。

①対象機関と北東アジア地域の他の高等教育機関等との共同研究契約に基づく調査研究

②対象機関の研究者が調査研究を行うのに必要なデータ及び資料の収集や提供

③対象機関の研究者が現地で調査研究を行う際の現地案内及び調査研究の協力

(3) 研究期間 1年

### 2 助成の対象となる経費

(1) 助成の対象となる経費は、別表「鳥取県環境学術研究等振興事業助成対象経費及び算出基準」に該当する経費とします。

(2) 他の機関と共同研究を行う場合にあっては、事業対象機関の経費のみを助成対象とします。

(3) 間接経費は直接費(研究助成費)の10パーセント以内とします。

### 3 助成額

200万円を上限とします。（間接経費を含む。）  
年間100万円を下回る調査研究は対象外とする。

### 4 応募書類

別添の「平成28年度鳥取県環境学術研究等振興事業応募書類（北東アジア学術交流部門）」を用いて、該当する書類を各1部作成してください。

なお、各様式は、鳥取県地域振興部教育・学術振興課のホームページからダウンロードできます。

【HP アドレス】 <http://www.pref.tottori.lg.jp/243077>

#### (1) 研究計画書

様式第1号 鳥取県環境学術研究等振興事業研究計画書（北東アジア学術交流部門）  
・研究の必要性、研究内容、期待される成果等を分かりやすく説明した参考資料（パワーポイント等）を添付してください。  
・その他、研究の参考となる資料があれば添付してください。

#### (2) 収支予算書

様式第2号 鳥取県環境学術研究等振興事業収支予算書（北東アジア学術交流部門）  
・別表「鳥取県環境学術研究等振興事業助成対象経費及び算出基準」を参考に作成してください。  
・委託費及び備品の購入費は、見積書、カタログなど額の根拠となる書類を添付してください。  
・消耗品であっても取得単価が50,000円以上のものは、なるべく記載してください。

### 5 応募方法

(1) 各機関で応募書類を取りまとめて提出してください。  
また、別途、電子ファイルでの提出もお願いします。

(2) 応募に関する問合せ及び応募書類の提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地  
鳥取県 地域振興部 教育・学術振興課  
電話 0857-26-7815 メールアドレス [kyoikugakujyutsu@pref.tottori.jp](mailto:kyoikugakujyutsu@pref.tottori.jp)

### 6 応募期限 平成28年4月27日（水）（提出期限厳守）

### 7 その他応募に係る留意事項

- (1) 応募のあった研究計画を審査し、評価の高いものから採択します。なお、研究計画の評価基準は別紙「評価シート（北東アジア学術交流部門）」のとおりです。
- (2) 研究課題の評価にあたっては、普及・活用の可能性の高いもの、行政施策への活用、県民生活や社会への貢献が見込まれるものを見出しします。
- (3) 一人の研究者が研究代表者として応募できる研究課題数は、1課題に限ります。
- (4) 応募締切り後、提出された研究計画及び収支予算のヒアリングを行う場合、ヒアリング応じていただけない場合は、事業採択しませんので御承知ください。
- (5) 助成の対象となった課題についての事業年度内の研究計画の変更及び助成額の増額に係る変更は、原則として認めませんが、やむを得ず変更する場合は、鳥取県との協議を必要とします。

### 3 助成額

200万円を上限とします。（間接経費を含む。）  
年間100万円を下回る調査研究は対象外とする。

### 4 応募書類

別添の「平成28年度鳥取県環境学術研究等振興事業応募書類（北東アジア学術交流部門）」を用いて、該当する書類を各1部作成してください。

なお、各様式は、鳥取県地域振興部教育・学術振興課のホームページからダウンロードできます。

【HP アドレス】 <http://www.pref.tottori.lg.jp/243077>

#### (1) 研究計画書

様式第1号 鳥取県環境学術研究等振興事業研究計画書（北東アジア学術交流部門）  
・研究の必要性、研究内容、期待される成果等を分かりやすく説明した参考資料  
（パワー・ポイント等）を添付してください。  
・その他、研究の参考となる資料があれば添付してください。

#### (2) 収支予算書

様式第2号 鳥取県環境学術研究等振興事業収支予算書（北東アジア学術交流部門）  
・別表「鳥取県環境学術研究等振興事業助成対象経費及び算出基準」を参考に作成してください。  
・委託費及び備品の購入費は、見積書、カタログなど額の根拠となる書類を添付してください。  
・消耗品であっても取得単価が50,000円以上のものは、なるべく記載してください。

### 5 応募方法

(1) 各機関で応募書類を取りまとめて提出してください。  
また、別途、電子ファイルでの提出もお願いします。

(2) 応募に関する問合せ及び応募書類の提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地  
鳥取県 地域振興部 教育・学術振興課  
電話 0857-26-7815 メールアドレス [kyoikugakujyutsu@pref.tottori.jp](mailto:kyoikugakujyutsu@pref.tottori.jp)

### 6 応募期限 平成28年4月27日（水）（提出期限厳守）

### 7 その他応募に係る留意事項

- (1) 応募のあった研究計画を審査し、評価の高いものから採択します。なお、研究計画の評価基準は別紙「評価シート（北東アジア学術交流部門）」のとおりです。
- (2) 研究課題の評価にあたっては、普及・活用の可能性の高いもの、行政施策への活用、県民生活や社会への貢献が見込まれるものを見込みます。
- (3) 一人の研究者が研究代表者として応募できる研究課題数は、1課題に限ります。
- (4) 応募締切り後、提出された研究計画及び収支予算のヒアリングを行う場合、ヒアリング応じていただけない場合は、事業採択しませんので御承知ください。
- (5) 助成の対象となった課題についての事業年度内の研究計画の変更及び助成額の増額に係る変更は、原則として認めませんが、やむを得ず変更する場合は、鳥取県との協議を必要とします。

## 研究計画書等の公表について

助成の対象となった研究に係る研究計画書及び実績報告書は、公表することが適当でない部分を除き、ホームページ等に掲載する、関係機関に配布するなど、県民への公開を前提としています。応募に当たっては、次の点に注意して応募書類等を作成してください。

○非公表とする記述部分は、次の方針により確認し、及び決定します。

- ・研究者又は研究代表者は、研究計画書及び実績報告書中に非公表としたい記述部分及びその理由を明確に記載してください。
- ・非公表とする理由の妥当性について事務局が審査した上で、該当機関と協議し、非公開とするかどうか決定します。協議の結果、合意が得られない場合は、審査・選考の対象から除外します。

○記述に当たっての留意事項

「特定の個人が識別され又は識別され得る個人に関する情報」、「特定の個人を識別することはできないが、公表することにより、個人の権利利権が害されるおそれのある情報」、「公表することにより法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報」、「未成熟な情報であり、公表することにより、誤解や憶測によって県民の間に混乱を生じさせ、特定のものに不利益を及ぼすおそれがある情報」等については、特に配慮してください。

(参考)

- 応募書類は、評価委員会の他、評価委員会が定めた者から意見等を求める場合にあってはその者に非公表部分も含めて提供することがあります。
- 応募書類（助成対象外となったものも含む。）は公文書として取り扱われることから、開示請求があった際、鳥取県情報公開条例第9条第2項各号に掲げる情報が含まれている場合には開示（部分非開示を含む）しないこととなります。
- なお、開示、非開示は、具体的な開示請求があつた際に個別に判断されます。

別表

## 鳥取県環境学術研究等振興事業助成対象経費及び算出基準

経費区分	経費内訳	経費の内容及び算出基準
人件費	報酬	<p>○補助職員、専門家、協力者の労務の提供に対する経費</p> <p>(1) 対象機関、共同研究機関、協力機関等の職員等に対する給与・報酬に充てることはできない。</p> <p>(2) アルバイト等補助職員に対する報酬は、6,750円/日（910円/時間）、専門家、協力者に対する報酬は、10,470円/日（1,420円/時間）を目安とする。</p>
	旅費	<p>○補助職員、専門家、協力者の労務の提供に際して旅行を伴う場合の交通費、宿泊料</p> <p>○調査、会議への出席等に要する交通費、宿泊料</p> <p>(1) 交通費とは、鉄道賃、船賃、航空賃をいう。（日当は含まない）</p> <p>(2) 鉄道賃の額は、特急、急行料金、座席指定料を含み、グリーン料金は含まない。</p> <p>(3) 宿泊料は、一泊につき、県外宿泊の場合は9,800円、県内宿泊の場合は8,200円を目安とする。</p>
研究費	委託費	<p>○アンケート調査、データ集計、プログラム開発、設備・機械等の保守を外部に委託する場合の委託費</p> <p>※委託の金額が、助成対象経費の50%を超える場合又は研究の中核となる部分が含まれている場合は委託は不可とする。</p>
	備品費	<p>○取得単価が50,000円以上の器具類、標本、図書、光学機械、工作機械、動物等の購入費</p> <p>(当該研究に固有かつ不可欠なものに限る。パソコン、プリンター等の一般的な備品については、原則対象外とする。)</p>
	消耗品費	<p>○一般事務用品、専門誌、試験用薬品、各種消耗品、器材等の修繕費</p> <p>○取得単価が50,000円未満の器具類、標本、図書、光学機械、工作機械、動物等の購入費</p> <p>○試験・研究に使用する加工用原材料等の購入費</p> <p>○実験動物の飼料購入費</p> <p>*取得単価が50,000円以上であっても、パソコンソフト、分析装置等の部品は消耗品として扱う。（ただし、単価が50,000円以上のパソコンソフトについては、見積書、カタログなど額の根拠となる書類が必要。）</p>
	会議費	○会場借上料（会議等の会場使用料）
	印刷製本費	○文書、図面等の印刷経費、写真の現像料、研究成果等の製本の経費等
	その他経費	<p>○機械借上料</p> <p>○筆耕料、翻訳料、通訳料等</p> <p>○試験・検査・鑑定手数料</p>
その他経費		○管理費等の間接経費

## (備考)

- 1 本表は、助成対象となる経費の考え方を示したものであり、予算の執行等に当たり、関係法令、または各高等教育機関が定める規定の適用を妨げるものではない。
- 2 関係法令又は各高等教育機関が定める規定等により支出ができない経費については、これを対象としない。
- 3 算出基準の定めのない経費については、過去の実績や見積書、カタログ、料金表などにより実費相当を算出することとする。
- 4 委託費、備品費については、見積書、カタログ等、金額の根拠となる書類を添付すること。

## 評価シート(北東アジア学術交流部門)

研究課題:					
学校名・学部学科名・職名・研究者名:					
評価委員氏名:					
評価項目	評価内容	評価のポイント	評価の指標	評価(該当に「○」)	意見等(2点以下は必ず記入)
研究課題の必要性	① 研究ニーズ(現場ニーズ)	○研究ニーズの明確性 ・研究ニーズの存在とニーズの内容が具体的であるか。 ○研究ニーズの将来性 ・研究ニーズが今後も見込めるか。	・研究ニーズが非常に多い。	(5点)	
			・研究ニーズが多い。	(4点)	
			・研究ニーズがおおむね適正である。	(3点)	
			・研究ニーズが少ない。	(2点)	
			・研究ニーズが非常に少ない。	(1点)	
	② 緊急性・公共性・公益性・施策関連性	○課題解決の緊急性 ・問題点が明確で、課題解決の優先度が高いか。 ○課題の公共性・公益性 ・研究の実施が県民のメリットになるか。 ・研究に関係のある他機関との連携がとれているか。又は連携が可能か。 ○課題の施策関連性 ・行政の推進施策とマッチしているか。	・緊急性・公共性・公益性・施策関連性が非常に高い。	(5点)	
			・緊急性・公共性・公益性・施策関連性が高い。	(4点)	
			・緊急性・公共性・公益性・施策関連性がおおむね適正である。	(3点)	
			・緊急性・公共性・公益性・施策関連性が低い。	(2点)	
			・緊急性・公共性・公益性・施策関連性が非常に低い。	(1点)	
研究計画の妥当性	③ 研究計画・研究目標	○研究計画、目標の整合性 ・研究計画、目標設定が具体的で適正か。 ・研究手段は適正か。また、研究期間内での目標達成は可能か。 ・共同研究機関との連携は妥当か。	・研究計画、目標が非常に優れている。	(5点)	
			・研究計画、目標が優れている。	(4点)	
			・研究計画、目標がおおむね適正である。	(3点)	
			・研究計画、目標が不十分である。	(2点)	
			・研究計画、目標を見直す必要がある。	(1点)	
			・研究計画、目標が非常に優れている。	(5点)	
期待される研究成果	④ 研究成果	○研究成果 ・目標とする研究成果が達成可能なものであるか。 ・研究成果が具体的に設定されているか。 ・基礎研究の場合の実用化研究への活用見込み ・特許権等の知的財産権の取得の見込み	・研究成果が十分に見込まれる。	(5点)	
			・研究成果が見込まれる。	(4点)	
			・研究成果がほぼ見込まれる。	(3点)	
			・研究成果が低い。	(2点)	
			・研究成果がほとんど見込まれない。	(1点)	
	⑤ 普及・活用の可能性	○研究成果の普及・活用の可能性 ・普及・活用が見込まれるか。また、現場への普及・活用の内容・手段が具体的であるか。 ・行政施策への活用、県民生活や社会への貢献が見込まれるか。 ・北東アジア地域の発展のための活用や波及効果が見込まれるか。	・普及・活用が十分に見込まれる。	(10点)	
			・普及・活用が見込まれる。	(8点)	
			・普及・活用がほぼ見込まれる。	(6点)	
			・普及・活用の可能性が低い。	(4点)	
			・普及・活用の可能性が非常に低い。	(2点)	
総合評価 (①+②+③+④+⑤)					
研究者への指導・助言事項					

平成28年度

鳥取県環境学術研究等振興事業  
(北東アジア学術交流部門)  
応募書類

様式第1号 鳥取県環境学術研究等振興事業研究計画書(北東アジア学術交流部門)

様式第2号 鳥取県環境学術研究等振興事業収支予算書(北東アジア学術交流部門)

## 様式第1号

## 鳥取県環境学術研究等振興事業研究計画書（北東アジア学術交流部門）

作成年月日：平成 年 月 日

研究者又は 研究代表者	氏 名	(ふりがな)
	所属研究機関 部局・職・連 絡先	電話番号 電子メール
研究課題名	〔研究内容の分かる適切な名称としてください〕	
研究 分野	①から⑤のうち該当する分野を記載してください。 (①環境と資源、②観光と交流、③経済と政治、④歴史と文化、⑤教育と人材)	
研究課題の 必要性	〔研究の目的・背景・意義について分かりやすく具体的に記してください。〕	
研究内容	〔研究内容、研究の特徴について分かりやすく具体的に記してください。〕	

期待される研究成果	〔期待される研究成果及び成果の普及・活用方法についての構想を具体的に記してください。〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政施策への活用、県民生活や社会への貢献の可能性</li> <li>・研究成果の応用分野及び具体的な製品、実用化先（業種など）</li> <li>・北東アジア地域の発展への活用</li> </ul>	
学術交流の効果		
調査研究スケジュール		
共同研究機関及び研究者	所属・職・氏名	役割
主な経費の必要性	〔備品購入などで高額な経費を必要とするもの、その他特に詳細な説明が必要と思われるものについては、その必要性を記してください。〕	
研究経費	県助成額	千円
	上記以外の助成等の金額	千円
研究実施に当たっての要望等		

注1) 研究計画内容の参考となる資料があれば添付してください。

2) 研究者の特許権の取得にかかる内容など非公開したい部分は、罫線で囲うなどして明確にしてください。

3) 計画書は、フォントは明朝体、フォントサイズは10ポイントで作成してください。

また、様式の枠にとらわれず、複数ページになっても構いませんので分かりやすく記入してください。

4) 計画書は白黒でコピーしますので、黒以外のカラー文字や強調文字は使わないで、強調したい部分があれば、アンダーラインを付けてください。挿入図や写真もできるだけ白黒コピーしても分かるように工夫してください。難しい場合は、添付資料として添付してください。

## 様式第2号

## 鳥取県環境学術研究等振興事業収支予算書（北東アジア学術交流部門）

研究課題名

区分		金額(千円)	積算基礎等
収入	県助成金		
	上記以外の収入		
	計		
支出	人件費		
	研究費		
	その他		
	計		

- 注1) 「積算基礎等」には、内容、単価、数量（人数）等を記載してください。
- 2) 「研究費」のうち、委託費、備品の購入費については、見積書、カタログなど額の根拠となる書類を必ず添付してください。
- 3) 間接経費が必要な場合は、「その他」の欄に記載してください。なお、間接経費は、助成対象経費の中に含まれます。